

福岡県公報

令和7年8月5日
第 618 号

目次

告示 (第485号 - 第487号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく
区域指定について (開発・盛土指導課) 1
- 保安林指定施業要件の変更通知の掲示 (農山漁村振興課) 2
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) 2
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) 3
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (障がい福祉課) 3
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 3
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 4

選挙管理委員会

- 公職の候補者等が使用し得る演説会施設の取消の報告 (行財政支援課) 4

公安委員会

- 駐車監視員資格者講習の実施について (警察本部交通指導課) 4

海区漁業調整委員会

- 油いか餌料の使用禁止 (漁業管理課) 5
- 加布里湾におけるえび類の採捕禁止 (漁業管理課) 5

再掲

- 令和7年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の実施 (人事委員会事務局任用課) 6

告示

福岡県告示第485号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年8月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	飯塚線 大野城	大野城市乙金東二丁目1168番3先から 大野城市乙金東三丁目1217番13先まで

福岡県告示第486号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例 (平成16年福岡県条例第21号) 第4条第1項の規定により、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部開発・盛土指導課及び小郡市都市建設部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定した土地の区域の名称
小郡市大原地区
- 指定した土地の区域
小郡市小郡及び三沢の各一部

福岡県告示第487号

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等（令和7年7月農林水産省告示第1097号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更通知の内容を、当該保安林の属する関係市役所及び添田町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

朝倉市役所、みやま市役所及び添田町役場

西尾 憲一、野田 イトエ、八幡神社、初井 守

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年7月農林水産省告示第1097号によること。

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和7年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

福岡広域都市計画区域区分

2 開催の日時及び場所

(1) 那珂川市に係るもの

ア 日時

令和7年9月3日（水曜日）午前10時から午前12時まで

イ 場所

那珂川市役所 都市整備部庁舎 外会議室（那珂川市大字安徳702番1号）

(2) 粕屋町に係るもの

ア 日時

令和7年8月29日（金曜日）午前10時から午前12時まで

イ 場所

粕屋町役場2階大会議室（糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福岡広域都市計画区域区分の変更の案の概要

市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(2)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(2) 閲覧

令和7年8月6日（水曜日）から同年8月19日（火曜日）までの間、福岡県建築都市部都市計画課、那珂川市都市計画課及び粕屋町都市計画課において公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和7年8月19日（火曜日）（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又

は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

解散した清算法人辻垣・道場寺・高瀬土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
大田 完治	行橋市大字道場寺1279番地1
池田 寛樹	行橋市大字高瀬109番地3
池田 謙二	行橋市大字辻垣272番地
藤川 良範	行橋市大字辻垣216番地
木戸 八郎	行橋市大字高瀬291番地4

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県児童福祉法施行細則の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障がい福祉課に備え置きます。

令和7年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正に伴い、当然必要とさ

れる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和7年8月5日

公告

三井郡床島堰土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
宮崎 威	久留米市宮ノ陣二丁目8番5号

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、糸島市池田東土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和7年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

就任した理事

氏名	住所
石丸 正和	福岡市西区姪浜駅南三丁目1番2-1305号
石丸 義美	糸島市池田9番地
岸原 憲児	糸島市池田73番地
中原 俊一	糸島市池田57番地

中原 正文	糸島市池田31番地
三嶋 輝仁	糸島市池田7番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年8月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町志免東四丁目17番26及び17番79から17番92まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区紺屋町12番4号
株式会社ミクニ
代表取締役 西田 宏二

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第84号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に基づく公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和7年8月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

市町村名	施設名	所在地	指定取消年月日
福岡市	名柄市営住宅集会所	福岡市西区姪の浜二丁目21番	令和7年7月2日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第234号

道路交通法第51条の13号1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

令和7年8月5日

福岡県公安委員会

1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

	講習期日	講習時間	講習場所
講義	令和7年10月9日（木）及び 同年10月10日（金）の2日間	午前9時00分 午後5時30分	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル
修了 審査	令和7年10月16日（木）	午前9時00分 午後0時00分	

2 申込み受付期間

令和7年8月5日（火）から令和7年9月19日（金）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時00分から午後4時00分までの間

3 申込み場所

福岡県警察本部交通部交通指導課放置違反金収納センター及び福岡県内の警察署（交番、駐在所等では受理しない。）

4 申込みに必要な書類等

- 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通
上記申込み場所で交付を行うほか、福岡県警察ホームページからも印刷可能
- 写真 1枚（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大）
- 運転免許証、パスポート等の身分証明書

5 講習受講手数料

20,000円（申込み時に福岡県領収証紙により納付）

6 申込み要領等

- 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し

、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参の上、受講者本人が行うこと。

代理人が受講申込みを行うこともできるが、その場合は、受講者本人の委任状及び受講者の身分証明書の写しを併せて持参すること。

- (2) 受講可能人員は30人であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。
- (3) 申込み受付後、福岡県警察本部交通部交通指導課から受講者宛に駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

7 留意事項

- (1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。
- (2) 上記(1)に規定する欠格事由
 - ア 18歳未満の者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - エ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過

しない者

- (3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

8 その他

- (1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。
- (2) 講習の詳細については、福岡県警察本部交通部交通指導課（駐車管理係）に問い合わせること。（電話092-641-4141内線5295）

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第216号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における水産動物の保護を図るため、釣り及びはえ縄漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和7年8月5日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

- 1 指示の適用海域
筑前海区海域
- 2 指示の内容
魚油等の油性物に浸漬したすべての餌料及び疑似餌（通称：油いか）を使用した釣り及びはえ縄漁業の操業を禁止する。
- 3 指示の期間
令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

筑前海区漁業調整委員会指示第217号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、加布里湾におけるえび類の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のためにえび類を採捕する場合は、この限りではない。

令和7年8月5日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

糸島市二丈浜窪、箱島西側防波堤の北端と、糸島市志摩久家、竹の下の瀬の東端を結んだ直線と陸岸によって囲まれた加布里湾奥域海域

2 指示の内容

4月1日から11月30日までの期間、えび類を採捕してはならない。

3 指示の期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日まで

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験を別表のとおり実施する。

令和7年7月29日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞 仁

令和 7 年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験

試験区分	勤務先及び職務内容	受 験 資 格	試験日		選考種目	試験地	合格者発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	そ の 他
							発表日	発表の方法				
行政	知事部局（本庁又は出先機関）、各行政委員会事務局（公安委員会を除く。）、議会事務局又は企業局において事務に従事	平成 8 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が 1 級から 6 級までの者 イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	第 1 次	11 月 2 日	教養試験	福岡市 久留米市 飯塚市 北九州市	第 1 次	11 月中旬	①持参又は郵送の場合は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 9 月 19 日まで なお、郵送による申込みは令和 7 年 9 月 19 日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、令和 7 年 9 月 1 日 9 時から令和 7 年 9 月 19 日 17 時まで	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁 1 階総合案内、県民情報センター ③地区県民情報コーナー（北九州、筑後、筑豊、京築） ④アクロス福岡 2 階 文化観光情報ひろば ⑤クローバープラザ 1 階 総合案内 ⑥県内の保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所 ※①については郵送による申込用紙の請求もできる。	福岡県人事委員会事務局	この試験の問合せは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
教育行政	教育委員会事務局、県立学校又は市町村（福岡市及び北九州市を除く。）立小・中・義務教育・特別支援学校において事務に従事											
警察行政	警察本部又は警察署等において事務に従事		第 2 次	12 月中旬	作文試験 人物試験 資格調査	福岡市	最 終	12 月下旬				

(注) 地方公務員法第 16 条に該当する者、日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることはできない。